

市立大洲病院 院内保育所運営委託業務運営経費見積書作成要領

運営経費について、一年間の費用見積額を以下の内容で見積もること。

1. 見積内容

(1) 運営委託費

市立大洲病院 院内保育所運営委託業務に係る仕様書「2 保育内容」のとおり

2. 見積条件等

(1) 保育対象

市立大洲病院職員等の乳児(生後2ヶ月から)及び幼児(児童福祉法で定めた満1歳に満たない者から小学校就学の始期に達するまでの者)

(2) 保育時間及び保育対象児

一般保育：7時30分～18時30分【20人…月間20日】

延長保育：18時30分～20時00分【20人…月間20日】

夜間保育：20時00分～8時30分【5人…月間4日】

※20名の内訳は、0歳児：3人、1歳児：3人、2歳児：4人、3歳児：4人、4歳児：3人、5歳児：3人とする。

※5名の内訳は、0歳児：1人、1歳児：1人、2歳児：1人、3歳児：1人、4歳児：1人とする。

(3) その他

当院にて負担する費用等（見積対象外）

- ・保育所運営上必要な備品、消耗品等
- ・保育所運営上必要な水光熱費
- ・施設、備品の修繕等の維持管理費用

※以上の見積条件をもとに、運営経費について、月間の費用見積額を算出方法とともに示すこと。また、保育士配置数を明記すること。

※預かり児童が0人の場合の運営経費についても記載すること。